

陳 情 文 書 表

<p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p>	<p>陳情第194号（8. 4. 8） 「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条（9）の改正に関する 陳情</p>
<p>陳 情 の 要 旨</p>	<p>1. 「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条（9）の欠格事項 から、後見人活動をしている団体の所属者を取り除くこと</p> <p>2. 市民後見人候補者養成講座の応募資格の欠格事項から、後見人活 動をしている団体の所属者を取り除くこと</p>
<p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>尼崎市 岡本 雅司</p>
<p>送 付 委 員 会</p>	<p>福祉環境委員会</p>

令和8年4月8日

神戸市会議長 宛て

(住 所) 尼崎市

(氏 名) 岡本 雅司

「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条(9)の改正に関する陳情

【陳情趣旨】

私は現在、神戸にあるボランティア団体で成年後見人の仕事をしている者です。私の所属する団体は、市民後見人養成講座を受講した有志により、成年後見制度の担い手として活動を続けてまいりましたが、活動メンバーの高齢化により後見人等の支援候補者の不足に悩まされています。

一方、神戸市が毎年、研修を通して市民後見人候補者等を養成し、ホームページによると現在までに187名が研修を修了されており（令和6年4月現在）、約100名が後見人候補者として登録されているとのこと。しかし後見人が対応する課題が複雑化・複合化してきているため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門的な知識を必要とする案件が増加し、市民後見人の活動機会が限定されています。その結果、登録者の内、後見人等として活動されているのは、20～30名程度しかいないと伺っています。すなわち候補者の多くの方が待機している（余っている）状況にあります。にもかかわらず、「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条(9)の定めにより、市民後見人候補者には、私の所属する団体の活動メンバーになっていただくことができない状況にあります。

また、それに関係して制定されている「神戸市市民後見人候補者養成研修 募集要項」における応募資格(6)の定めにより、私の所属する団体の活動メンバーは養成研修にすら参加することができません。

そこで、上記の要綱の変更をお願いしたいと思います。この「要綱」は約10年前に第1回の養成講座が開催された際に、社会福祉協議会が自らの意思と判断で作成されたものであり、時代が変化する中で社会の要請に対応しない内容になっているものと考えています。そこで今回、その妥当性について市議会にて審議をいただきたく陳情をすることにいたしました。

(A) 今回の陳情の根拠

1. 「要綱」は地域共生社会に向け、高齢者の生きがいづくりを考慮していない

市民後見人になりたいと思う方には、子育てが終わった人や仕事をリタイヤした人など、現役を引退した高齢者が多くいらっしゃいます。これらの方々に新たな役割を担ってもらって活躍できる舞台や出番の選択肢を一つでも多く準備することは、高齢化が進行する社会の中でとても大切なことです。それは地域住民が地域住民を支える、「住民の社会参加が地域づくりにつながる地域共生社会」の実現を具体化する取組です。「地域共生社会」は社会福祉の一丁目一番地にあたる最重要事項です。今後の福祉計画として市が策定されている「こうべの市民福祉総合計画 2030、以下、福祉計画 2030 という」において、この点について以下のように書かれており、元気な高齢者を後押しする姿勢が謳われています。

CHAP.1 (“こうべ” の市民福祉総合計画 2030 の策定にあたって) 「3. 市民福祉を取巻く社会情勢」より

このように取り組むべき社会課題は多岐に渡っていますが、少子高齢化が進んでいる現状は、これまでの経験を活かして地域に貢献できる元気なシニア世代が増えていると捉えることもでき、地域のつながりの希薄化が課題になっている現状において、地域の活性化に繋がっていくことが期待されます。

一方、「要綱」が、市民の草の根のボランティア活動において、高齢者の社会参加を排除する内容の規則となっていることは、このような方向性に逆行するものです。

2. 「要綱」は税金の効果的な活用を考慮していない

税金というパブリックなお金で養成された後見人等が、同一行政区域内で、自らの知識や経験をもとに社会福祉活動を担うことは、神戸市にとっては良いことです。登録者は貴重な神戸市民の共有財産です。納税者の負担により投下されたお金のさらなる回収が進み前向きに役立てることは、社会にとっての税金の有効活用となり喜ばしいことです。「要綱」がそのような税金の建設的な使い方を排除する内容となっているのは、市民にとっての経済的な損失です。

3. 「要綱」は『成年後見制度の利用の促進に関する法律』を考慮していない

法の第十四条（市町村の講ずる措置）は次のようになっています。

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勧案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

NPOなどのボランティア団体は市民による新しい公共の担い手です。専門職の後見人等とは異なり、市民の一員として被支援者に寄り添い、身近で心を込めて親身にお手伝いをしています。そのような私どもボランティア団体を行政がサポートすることは、まさにこの「成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置」に他なりません。今回のお願いは法の定めることにぴったりと合致した取組です。神戸市がこの「成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置」を行う対象を、社会福祉協議会やその他の市の外郭団体に限定するのは、地域共生社会の動きに逆らうものです。

4. 「要綱」は「福祉計画 2030」が描く、連携と一体が考慮されていない

当該計画がこれに関連した部分について述べたところを引用いたします。

CHAP.1 (“こうべ” の市民福祉総合計画 2030 の策定にあたって)

「1.神戸市民の福祉をまもる条例」より

福祉は行政のみが提供するものではなく、市民・事業者・行政が相互に主体となり、かつ、一体となって取り組むべきものであるという「市民福祉」を基本理念と定めています。

資料編 (“こうべ” の市民福祉総合計画 2030)

「2. 計画を推進する主体」より

地域生活・地域福祉を支える各主体は、その活動や連携の隙間をつくらないこと、役割の偏りを防ぐこと、そして、そのつながりをさらに強めていくことが必要です。

…… 市民、地域住民組織、NPO・ボランティア、社会福祉法人・社会福祉施設等、保健医療機関等、地域の企業・事業所、教育機関等、社会福祉協議会、行政。

ここで「行政」とされているものの取扱いですが、社会福祉協議会のように市の外郭団体であり、随意契約により人件費をはじめとした経費が支給されている場合、この文脈においては事実上、行政に含まれるものと考えられます。したがって後見人活動について社会福祉協議会との市との関係は、ここでいう連携や一体に含まれないも

のです。そして「要綱」は他の推進主体との連携において隙間を作り、役割の偏りを促すものであり、つながりをさらに強めていくことに反する内容となっています。

(B) 社会福祉協議会より指摘された問題点への見解

社会福祉協議会の説明を聞くと、「要綱」において他の法人での活動を制限する理由は「後見人等が複数の組織に属することで指揮命令系統が混乱してトラブルにつながる」、とか、「被後見人等に迷惑がかかる」ことであると理解しています。これについて私の見解を述べます。

(1) 後見人等の活動は法令等で規定されており、やることは同じである

活動の内容は法律や規則で定められており、後見人等による違いはなく、活動団体が異なっても仕事の内容はほぼ変わりません。

(2) 後見人等の日常の仕事量は少ない

社会福祉協議会の市民後見人候補者の内で、実際に活動している人は2~3割で、一人の後見人等が担当する対象者も一人です。個々人には余力や時間が多分に存在しています。私どもの団体でも複数の活動メンバーで複数の対象者を担当しており事情は同じです。あくまでもボランティアの範疇の活動であり、忙しく働いているわけではありません。特に後見人の仕事は始まる時に業務が集中しますが、始まってしまうと後の仕事量は僅かで、余裕があります。

従って、二つの団体で活動することによる混乱はありません。上記の指摘された問題に対する心配は杞憂であります。社会福祉協議会が市民後見人を囲い込んで、活動の場から他の団体を排除するのは、度の過ぎたリスク認識に基づく過剰反応です。そしてそれに固執して、上記『(A) 今回の陳情の根拠』の『1~4』で述べたような日指すべき福祉のあり方に背を向けることは、神戸市民にとりとても不幸なことです。

(C) 市民後見人の囲い込みは憲法違反になる恐れがある

企業等が自らのお金で養成したのであれば、登録者の囲い込みをしてもやむを得ないですが、「要綱」での囲い込みはそうではありません。何故なら養成講座の費用は税金という公的資金（国民みんなのお金）で賄われているからです。憲法では「何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有す」と規定されています。なお、ここで言う「職業」とは、最低賃金をもらって労働するという狭義の意味ではなく、報酬の有無とは関係なく社会的活動に参加するという広義の意味にとらえるべきものです。「要綱」での囲い込みはこの定め違反することであり、そこ

には法的な実効性がありません。また今回のお願いは次の3つの視点に基づく根拠があります。

- ① ここでの陳情は、憲法の条文にある「公共の福祉に反するもの」ではなく、むしろこれまで述べてきたように「公共の福祉を増進するもの」に他なりません。
- ② 「競業の禁止」という考え方がありますが、これは従業員がその雇用契約期間中および雇用関係終了後に、雇用主と競合する活動を行わないという法的義務のことです。今回のように社会福祉の観点から、本来は協働すべき関係にあるものの間では該当いたしません。
- ③ ダブルワークの禁止は今の時代にはすぐわなくなりました。ひと昔前には企業等において従業員に対して他の団体で働くことを禁止する旨が就業規則等で定められていました。その主旨は上記で述べた「競業の禁止」とは趣を異にするものです。すなわち雇主との直接的な利害相反というよりは、所属している組織に忠誠を誓い、他の団体に勤めることで本業がおろそかになることを避ける、どちらかと言えば精神的・時間的な意味合いがありました。しかし今の時代そのような取り決めをしているところは大きく減少しています。今回の場合、時間的な余裕については心配するには当たらないことを述べましたが、精神的な意味でも今は働き方改革の名の下に自由に職業に就くことができる時代になりました。

このような観点からも「要綱」の不合理性は明らかです。

(D) 社会福祉協議会にある排除の姿勢への戸惑い

上記に述べましたように「要綱」の取り決めは、上述した潜在リスクを過大評価しそれを必要以上に避けています。そして排他的な支配権の下に、外部の人間に邪魔されずに自らのペースで後見人施策を行いたいという意思の表れに他なりません。そのため市民や団体等の他セクターとの接触・連携を拒否しています。

「福祉計画 2030」8頁の脚注で『本計画では、前計画の目標であるソーシャル・インクルージョン※（社会的包摂）の考え方を引継ぐとともに、……。※個性や能力を発揮する機会から排除されることなく、誰もが包摂される社会のあり方を示す概念』との言葉がでてきます。神戸市の社会福祉を第一に担うべき協議会の対応・姿勢はこの考え方とは全く相容れません。大いなる戸惑いを覚えます。

(E) 他の自治体への調査を含めた、新たな神戸らしさの実現を

「要綱」は10年以上前に作成されて以来、一度も見直しがなされておらず、第三者による検討も十分に行われていません。そのため時代やその変化に追いついていない

のではないのでしょうか？ 私は昨年、尼崎市の市民後見人養成講座を受講しましたが、神戸市が行っているような後見人候補者の囲い込みは一切ありません。また尼崎市民でなくても職場が尼崎市であればよいとのことでした。「尼崎は尼崎。ここは神戸です」と社会福祉協議会の方には言われましたが、でも本当にそれでよいのでしょうか。「神戸は神戸。他の近隣自治体のことは関係ない」と言い切っているのでしょうか。神戸市の「要綱」が今の時流に合っているのか、大阪や兵庫県南部にある各自治体の実態を調べていただき、神戸の常識が他でも常識となっているのかどうか、をぜひ確認をしていただきたいと思います。

またさらに踏み込んで言えば、他の自治体の動向がどうであろうが、本来的にはあまり意味がありません。行政の方は「他ではどうかということを確認する」、という仕事の習慣や思考スタイルをお持ちです。でも本当に大切なこと、決して忘れてはならないことは、他の自治体云々ではなく、今回の陳情内容が神戸市民の福祉にとってよいことかどうかという視点です。そういう視点から見つめ直し、他の自治体のモデルとなるような神戸らしさをとことん追求した審議になることをお願いしたいと思います。そして神戸市の社会福祉にとっては新たな跳躍となる、次の時代に向けた勇気あるチャレンジを期待します。

以上の理由から、以下の事項について陳情いたします。

【陳情事項】

1. 「神戸市市民後見人候補者等登録要綱」第3条(9)の欠格事項から、後見人活動をしている団体の所属者を取り除くこと
2. 市民後見人候補者養成講座の応募資格の欠格事項から、後見人活動をしている団体の所属者を取り除くこと